

※一部誤植がありましたので1月28日に更新いたしました。

デジタルを活用した大学・高専教育高度化プランの審査の観点等について

申請要件・審査の観点

審査は、「申請要件」を満たしていることを確認した上で、以下の各観点に従って審査を行います

(申請要件)

大学等が作成する「DX 推進計画」が、大学等全体の DX を推進する計画となっていること。なお、「大学等全体の DX を推進する計画」とは、大学等の特定の学部や研究所等のみを対象とした DX 推進の計画ではなく、大学等全体で DX 推進に取り組む計画であり、かつ、その取組による効果が大学等全体の教育の高度化につながる計画であること。

また、デジタル技術を活用して大学等の教育内容の高度化につながる取組を実施できる体制を整えていること。

(審査の観点)

【DX 推進計画の内容】

①現状分析、目標・課題の設定

- ・DX に係る申請時点までの現状が適切に分析されているか
- ・現状分析を踏まえ、DX 推進に向けた目標設定、課題抽出が適切に行われているか

②具体的内容及び実現可能性

- ・現状分析、目標設定及び課題抽出を踏まえた具体的計画となっているか
- ・現状分析、目標設定及び課題抽出を踏まえ、適切な計画期間となっているか
- ・計画の実行にあたり全学的な実施体制がとられているか（特定の学部等のみの計画となっていないか）
- ・補助期間終了後も計画が遂行・達成できるよう、後年度負担のあり方も含め、具体的な計画が示されているか

③先導性、先駆性及び普及可能性

- ・計画内容が現状のデジタル技術の水準や今後のデジタル技術の進展を見据えた内容となっているか
- ・計画内容が他大学等においても導入可能もしくは貢献可能なモデル的な内容となっているか

④全学的効果

- ・計画の実施により、全学的な教育内容の高度化が実現できるものとなっているか
- ・計画の実施により、全学的に学生がこれまで以上に大学等での教育を通じ、付加価値が得られるようになっているか
- ・計画の実施により、全学的に教職員の利便性向上等につながる内容となっているか

【申請取組の内容】

①具体的内容及び実現可能性

- 取組内容に具体性があるか
- 取組内容が単なる機器や技術等の導入に留まらず、大学等全体の教育の高度化につながる内容となっているか（現状の新型コロナウイルス感染症への対応（遠隔授業の継続等）ではなく、ポストコロナを見据えた教育内容の高度化につながる内容となっているか）
- 取組内容を実施する上で必要となる実施体制が適切にとられているか
- 補助期間終了後も取組を継続するための具体策が示されているか

②「DX 推進計画」における位置付け

- 「DX 推進計画」における位置付けが明確となっている取組内容か

③先導性、先駆性及び普及可能性

- 取組内容が現状のデジタル技術の水準や今後のデジタル技術の進展を見据えた内容となっているか
- 取組内容が他大学等においても導入可能もしくは貢献可能なモデル的な内容となっているか（他大学等への普及可能性が高い内容となっているか）また、他大学等へ積極的に普及していく取組が含まれているか

④教育効果の測定及び検証等

- 事業終了時における達成目標及びその評価方法が適切に設定されているか
- 事業終了時における達成目標に定量的な検証可能な指標等が適切に設定されているか
- 事業終了後に具体的な教育効果の測定が行われる内容となっているか
- 事業終了後に教育効果の測定の内容を具体的に検証できる内容となっているか